

自動販売機による飲料等販売業務の仕様書

1 設置場所・設置台数

神戸市内 18 公園、38 台

別紙「自動販売機設置場所等詳細」参照。

2 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 設置にあたっての条件

(1) 大きさ

幅約 1.2m×奥行約 0.8m×高さ約 1.8m（投影面積 1 m²以下とする。）を原則とする。

放熱スペース及び使用済み容器回収箱設置部分を考慮すること。また、商品補充やメンテナンスのための扉開閉時に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の現地確認を行うこと。

(2) 電気子メータの設置及び電気料金

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メータを設置すること。設置にかかる費用及び自動販売機の稼働に使用する電気料金は事業者の負担とする。すでに設置済みの子メータを引き続き使用する場合は、有効期限を協会に届け出ること。

(3) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断の基準】、【配慮事項】にそった自動販売機を設置すること。

参考：<https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/shise/kekaku/kankyokyoku/green.html>

(4) 設置及び撤去について

自動販売機の設置及び撤去は、事業者の責任と負担で行うこと。

① 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は、事業者が行うこと。

ただし、公園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

② 設置作業

設置方法、作業日程など詳細については、事前に協会と協議のうえ、「配置図・設置工程表」により作業を行うこと。

③ 転倒防止対策

「自動販売機の設置方法」（日本工業規格据付基準）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）を遵守し、地震の揺れ等に対する転倒防止対策を講じること。

④ 防犯対策

防犯に配慮したものを設置すること。

万一、盗難等事件が発生したときは、事業者は、その責任を負うとともに遅滞なく協会への連絡及び警察への届け出を行うこと。

(5) 販売品目

清涼飲料水（炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、野菜飲料、スポーツドリンク、乳飲料等）の缶・ビン・ペットボトル・紙パック・紙コップとし、アルコール飲料（ノンアルコール飲料を含む）、たばこ及びアイスクリームは除く。

ただし、一部の公園について、ビン商品の販売を禁止、又、アイスクリームを販売する（別紙「自動販売機設置場所等詳細」参照。）。

(6) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等を勘案して協会が適当と認められた価格とすること。

(7) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて事業者が対応すること。また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに協会に届け出ること。

(8) 電子マネーでの決済対応機種及び災害時対応機種について

一部の公園については、電子マネー決済（5社以上対応）付き機種及び災害対応機種にすること。（別紙「自動販売機設置場所等詳細」参照。）。

尚、電子マネー決済付機種も普及してきている事から、その他の公園への同機種の設置を妨げるものではない。

4 納付金及び経費の負担

(1) 納付金（年額）

協会の請求に基づき、毎年4月30日までに支払うこと。

(2) 電気料金

自動販売機の稼働に要した電気料金は、協会の請求に基づき支払うこと。

（算定式） 電気料金 = 24円（kw単価） × 使用量 とする。

ただし、電気料金の大幅な変更があったときは、kw単価見直しを行うことがある。

毎年4月30日までに、当該年度の電気料金概算額6万円（アイスクリーム自販機については12万円）を前納するものとし、毎年度末で精算する。

5 機種変更

設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更が必要な場合には、あらかじめ協会と協議を行ったうえ変更すること。

機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

6 自動販売機撤去時の原状回復義務

契約期間満了又は契約解除等により自動販売機を撤去する際は、事業者の負担により原状に回復するものとする。

事業者が原状回復義務を履行しないとき、又は協会が必要と認めるときは、協会は事業者に代わって自動販売機の撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求する。

7 営業報告

事業者は、毎月の営業報告書を作成し、各翌月10日までに提出すること（様式任意、電子報告可）。報告内容は、自動販売機ごとの毎月の売上本数と売上金額、自動販売機の稼働に使用した電気使用量及び苦情等について、とする。

8 その他

(1) 事業者は、搬入車両の走行ルート・走行制限について、協会の指示に従うこと。

(2) 事業者は、協会及び公園のイベント開催時に協会が依頼したときは、協力すること。

(3) 公園内におけるイベント開催時に、協会が自動販売機の営業を制限することがある。

(4) 公園内におけるイベント開催時に、主催者が飲料の販売を行うことがある。

9 当事業に関するリスク分担は下表のとおりとする。

種 類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
2 税制等の変更	消費税及び消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く。		○
3 物価・金利の変動			○
4 需要の変動			○
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の 損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関するもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する 許可がなくなったとき		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
10	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・ 落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めに も帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議による※2	
11	業務の引継ぎに関する費用（引継ぎを受ける場合及び次期事業 者に引き継ぐ場合とも）		○

※1 事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとに判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、ただちに協会に報告しなければならない。